

ラオス人民民主共和国  
平和 独立 民主主義 統一 繁栄

国会

第 84 号/国会

ビエンチャン首都、2025 年 6 月 25 日付

栽培法

第 I 部

総則

第 1 条 (目的)

この法律は、栽培業務を効率的かつ効果的に実施するため、当該業務の管理、監視及び検査に関する原則、規則及び措置を定め、もって農地の利用、保護及び開発を図り、緑、清潔かつ持続可能な方向に沿った工業化及び現代化を伴う食料安全保障、栄養及び商品生産を確保し、各民族人民の生活水準を向上させ、地域及び国際的な統合を可能とし、国家の社会経済発展に寄与することを目的とする。

第 2 条 (栽培)

栽培とは、土地、水、種苗、肥料、農薬、労働力、生産用具、生産機械、科学、技術といった生産要素を用いて植物を育てるプロセスをいい、社会への十分な食料供給、並びに国内消費及び輸出入向けの商品として加工する工業工場への原料供給のため、収穫物の量及び質の双方を確保することをいう。

第 3 条 (用語の定義)

本法において使用する用語の定義は、次の通りとする。

- 植物**とは、植物群に属する生物の一種をいい、一年生植物若しくは短年生植物、果樹若しくは長年生植物、花卉、観賞用植物、キノコ、シダ、藻類等、陸上及び水中に生息するものをいう。
- 一年生植物**又は**短年生植物**とは、樹齢又は生育期間が一年以下の植物をいい、米、トウモロコシ、キャッサバ、サツマイモ、豆類、ハトムギ、サトウキビ、綿、ゴマ、野菜等をいう。
- 果樹**又は**長年生植物**とは、樹齢又は生育期間が一年を超える植物をいい、茶、天然ゴム、マンゴー、竜眼、パラミツ (ジャックフルーツ)、タマリンド、オレンジ、レモン、ライチ、ドリアン、ドラゴンフルーツ、コーヒー等をいう。

4. **植物種子**とは、種子又は植物の一部であって、植え付け若しくは繁殖の用に供されるものをいい、茎、株、芽、根茎、枝、葉、分枝、不定芽、根、塊茎、花、果実又は種子等をいう。
5. **有機肥料 (Organic fertilizer)** とは、植物若しくは動物の廃棄物、又は有機土壌（ピート若しくは有機質土）から得られる肥料をいい、農業廃棄物、家畜の糞、コウモリの糞等を、専門技術に基づき熟成、発酵又はその他の方法により処理したものをいい、生物肥料（バイオ肥料）を含む。
6. **無機肥料又は化学肥料**とは、化学合成プロセスにより得られる肥料であって、植物の主要な栄養素である窒素（N）、リン（P）及びカリウム（K）が規定されているものをいう。
7. **生物肥料 (Biofertilizer)** とは、利用者の需要に応じて、一種若しくは多種の微生物若しくはバクテリアを混合した有機肥料の一種をいい、植物に対する肥料の有効性を促進若しくは刺激し、又は植物の根の感染を防止することを目的とするものをいう。
8. **遺伝資源生物**とは、植物の品種選別及び繁殖において有益な微生物をいう。
9. **土壌の物理的特性**とは、土壌のきめ、構造、色、層といった、視認し、又は触れることができる土壌の性質をいう。
10. **植物製品の品質**とは、色、食味、大きさ、重量について定められた基準、並びに植物の生化学的特性に適合することをいい、規格に合致した包装、容器、ラベル及びマークを含む。
11. **クリーン農業**とは、品質、清潔さ、安全性及び環境への配慮が証明された、農業生産及び自然からの収穫のシステムをいう。
12. **スマート農業**とは、栽培における生産性及び持続可能性を向上させるために、現代的な技術又はテクノロジーを用いることをいう。
13. **植物製品の安全性**とは、生産、加工、販売、分配又は消費において、植物製品が消費者に危害を及ぼさないことを保障することをいう。
14. **異物**とは、植物製品に混入し、又はその周囲に存在する不要な物であって、植物製品の安全性若しくは品質に影響を及ぼすおそれのあるものをいい、ガラス、金属、木片、石、土、葉、ビニール若しくはプラスチック袋、雑草の種子等をいう。
15. **農業者**とは、栽培、畜産及び水産業などの農業生産を職業として営む者をいう。
16. **有益微生物**とは、肉眼では見ることでできない微小な生物をいい、植物の成長及び繁殖、土壌改良並びに肥料の代替となる栄養素として用いられるものをいう。

#### 第4条（栽培業務に関する国家政策）

国家は、栽培業務への政策及び法律の策定、人員の配置、並びに予算、車両、資機材、専門技術、科学及び現代的なテクノロジーの提供を通じて、当該業務を奨励し、促進するものとする。

国家は、食料安全保障、栄養、並びに緑、清潔かつ持続可能な方向に沿った現代的な工業化を伴うクリーンな農業経済の指針に沿った商品生産を確保するため、栽培業務の開発に寄与する国内外の個人、法人及び団体を奨励し、促進するものとする。

国家は、農業者が情報、市場、資金源、専門的サービスの提供へアクセスし、法律に基づく優遇措置を受けられるよう、グループ、協同組合及び協会を組織するための条件を整備し、便宜を供与するものとする。

## 第5条（栽培業務に関する原則）

栽培業務の実施に当たっては、次の原則に従わなければならない。

1. 方針、政策、法律、戦略計画、国家社会経済開発計画、ラオス人民民主共和国が締約国である条約及び関連する国際協定に適合すること。
2. 全国において一元的に、かつ、統一して管理すること。
3. 国、集団、団体及び個人の利益、並びに人、動物、植物の生命及び健康並びに環境に対する安全性を確保すること。
4. 食料安全保障及び商品生産を確保するため、土地配分マスタープランに従った農地の利用を確保すること。
5. 栽培の基準及び技術が適正かつ透明に利用され、検証可能であることを確保すること。
6. 農地の管理、利用、保護、開発及び促進において、関係部門、機関及び地方行政機関と連携すること。

## 第6条（適用範囲）

この法律は、ラオス人民民主共和国において栽培業務に従事し、又はこれに関連する国内外の個人、法人及び団体に対して適用する。

## 第7条（国際協力）

国家は、栽培業務の質を向上させ、強固かつ現代的なものへと発展させるとともに、ラオス人民民主共和国が締約国である条約及び関連する国際協定を履行するため、経験、専門的知見、情報、科学研究、技術及び現代的なテクノロジーの交換を通じて、栽培業務に関する諸外国、地域及び国際機関との関係及び協力を促進するものとする。

**第Ⅱ部**  
**栽培活動**  
**第1章**  
**栽培地**

**第8条（栽培地）**

栽培地とは、農地の一部であって、稲作、一年生植物若しくは短年生植物又は果樹若しくは長年生植物の栽培に用いられるものをいう。

**第9条（栽培地の管理）**

農業・環境部門は、緑、清潔かつ持続可能な方向に沿った実施を確保するため、関係する他の部門、機関及び地方行政機関と連携し、栽培地の調査、測量、分析、研究、重点区域の指定、配分、利用計画の策定、並びに栽培地の管理、保護、開発及び促進に関する規則の制定を体系的かつ継続的に行うことにより、栽培地を管理するものとする。

**第10条（栽培地の保護）**

栽培地は、栽培業務における効果的かつ適正な目的での利用を確保するため、土地の範囲を画定し、これを留保することにより保護されなければならない。当該保護に当たっては、国家土地配分マスタープラン、農地管理戦略計画、農業・環境部門の農地利用計画、各時期における地方土地配分計画に従い、土地の保護に関する規則及び措置を定めるものとする。

栽培地の保護区域は、次の通りとする。

1. 灌漑インフラが整備され、二期作のための灌漑用水の供給が確保されている区域。
2. 特定の植物又は樹木（カオカイノイ、高麗人参、コーヒー、茶、薬用植物等、他の区域では栽培不可能なものをいう。）の栽培に適した固有の特性を有する区域。
3. 栽培に関する研究及び試験のための区域。

**第11条（栽培地の開発）**

農業・環境部門は、土地配分マスタープラン及び農地管理戦略計画に従い、かつ、関係部門と連携して、収穫物の生産性を向上させるため、土壌の状態の維持及び転換、土壌改良並びに土壌復元に関する政策、手法及び措置を定め、栽培地の品質を向上させ、その付加価値を高めるよう、当該栽培地の開発を主導するものとする。

栽培地の開発は、次の通りとする。

1. 栽培地の復元
2. 栽培地の改良

3. 輪作
4. 肥料の利用
5. 農地開発モデルの構築

## 第 12 条（栽培地の利用）

個人、法人又は団体は、法律、土地配分マスタープラン及び農地管理戦略計画に適合し、かつ、各地域の潜在性並びに各世帯の労働能力及び資金に応じ、各級農地利用計画及びその目的に則して適正に栽培地を生産に利用しなければならない。この場合において、土壌の生産性の向上を主眼とし、段階的に集約農業へと移行するものとする。

栽培地を他の目的に利用しようとする個人、法人又は団体は、農業・環境部門の許可を得なければならない。かつ、土壌の量及び質、生物多様性並びに環境への影響を最小限に抑えることを確保しなければならない。

## 第 13 条（栽培地の転用）

栽培地の他の種類の土地への転用は、国家の最優先の利益及び国民の生活に資する他の目的に供する必要があると認められる場合に限り、戦略計画、国家社会経済開発計画及び土地配分マスタープランに適合させて行うことができる。

栽培地の転用を目的とする個人、法人又は団体は、農業及び環境部門に対し申請書を提出しなければならない。当該申請を受けた農業及び環境部門は、関係する地方行政機関と連携して当該土地の区画調査及び情報の収集並びに転用目的の精査を行い、転用の可否について検討した上で、審議のため上申するものとする。

栽培地の他の種類の土地への転用については、土地法、その他の法律及び関連する規則に従って実施するものとする。

## 第 2 章 生産要素

## 第 14 条（生産要素）

生産要素とは、栽培に用いられる必要不可欠な要素をいい、次の各号に掲げるもので構成される。

1. 土地
2. 水
3. 種苗
4. 肥料
5. 農薬

6. 労働力
7. 生産用具
8. 生産機械
9. その他の生産要素

前項に定めるもののほか、植物用栄養補助剤、栽培資材、有益な生物等、栽培に用いられる補助的要素がある。

## 第15条（土地）

土地とは、栽培に用いられる農地であって、生態系を有し、生物、非生物及び各種鉱物を含むものをいう。当該区域は、化学物質、重金属及び有害な微生物による汚染の恐れがないものでなければならない。

## 第16条（水）

水とは、栽培に用いられる地表水又は地下水であって、河川、溪流、小川、水路、池、運河、沼、井戸、深井戸、貯水池等から得られる、植物の成長に十分なものをいう。

栽培における水の利用に当たっては、清潔、安全、節約及び効率性を確保し、水及び水資源を保護するとともに、緑、清潔かつ持続可能な方向に沿って、灌漑法、水及び水資源法その他の関連法令に適合した適正なものでなければならない。

水に汚染の恐れがある場合には、利用前に管理及び処理を行わなければならない。

農業・環境部門は、他の部門及び地方行政機関と連携して、栽培における地表水及び地下水の利用に関する情報を収集し、その利用の量及び質を評価することにより、生産上の需要を十分に満たすよう対応するものとする。

## 第17条（種苗）

種苗とは、同一若しくは類似の遺伝的特性及び植物学的特徴を有し、かつ、固有の特性、均一性、物理的な安定性を備え、他の植物群と区別される植物群の植物種子又は植物の繁殖用部位をいい、在来種、地方種及び改良種を含む。

種苗の管理及び事業の運営については、別途規則で定める。

## 第18条（肥料）

肥料とは、植物の成長及び収穫量の増加に必要な化学成分を含有する物質をいい、有機肥料、生物肥料、無機肥料若しくは化学肥料の二つの主要な区分を含む。

肥料の管理及び事業の運営については、別途規則で定める。

## 第 19 条（農薬）

農薬とは、病害虫及び病原体の媒介物の予防、駆除若しくは制御、又は植物の成長の調整のために用いられる、物質若しくは化学的化合物（生物学的物質を含む。）をいう。

農薬の管理及び事業の運営については、別途規則で定める。

## 第 20 条（労働力）

労働力とは、栽培に用いられ、植物産品を生じさせる労働者の身体的及び知的エネルギーをいう。

労働者は、栽培技術、個人衛生及び安全性に関する基礎知識を有し、若しくは訓練を受けていなければならない、かつ、特定の生産要素の利用に関する経験を有し、及び健康でなければならない。

労働力の管理及び利用については、労働法及びその他の関連法令に従って実施するものとする。

## 第 21 条（生産用具）

生産用具とは、植物産品の植え付け、灌水、収穫、保管及び加工に用いられる器具をいう。

農業・環境省は、商工省と連携し、生産用具の製造及び輸入に関する規則及び技術基準を主導して定めるものとする。

生産用具は、栽培地の状況、規模、特性及び栽培の形態に適したものが選定されなければならない。栽培に用いる生産用具の品質管理については、関係部門の法律及び規則に従い、認可を受けた用具を使用し、当該用具の使用説明を遵守するとともに、環境の保護、地域住民の健康の維持、食品の安全性及び有害な微生物の拡散防止に関する条件に従って実施しなければならない。

## 第 22 条（生産機械）

生産機械とは、栽培に用いられる機械をいい、地の開墾、整地、耕起、碎土、畝立て若しくは溝切り、植付け、除草、施肥、病害虫の予防若しくは駆除、収穫、脱穀、保管、精米、粉碎、輸送等に用いられる車両及び機材を含む。

農業・環境省は、商工省と連携し、生産機械の製造及び輸入に関する規則及び技術基準を主導して定めるものとする。

生産機械は、適正を確保し、段階的な現代化を図るため、地の状況、態様、特性及び栽培の形態に適したものが選定されなければならない。

## 第 23 条（植物用栄養補助剤）

植物用栄養補助剤とは、植物が必要とする量は極めて微量であるが、欠くことのできない栄養素をいい、鉄 (Fe)、マンガン (Mn)、銅 (Cu)、ホウ素 (B)、亜鉛 (Zn)、モリブデン (Mo)、コバルト (Co)、ナトリウム (Na) 等をいう。

農業・環境省は、植物用栄養補助剤の規格、輸入、輸出及び通過について定めるものとする。

## 第 24 条 (栽培資材)

栽培資材とは、ココピート、もみがら、わら、おがくず等、植物の栽培に適した土壌の性質への改善に用いられる天然由来の資材をいう。

## 第 25 条 (有益な生物)

有益な生物とは、栽培において重要な役割を果たす昆虫、ミミズ及び有益な微生物をいい、土壌の肥沃度の維持及び向上、植物の耐性及び成長の促進、保存期間の延長、有害な生物の予防及び制御、植物の受粉並びにその他の有益な目的に供されるものをいう。

農業・環境部門は、有益な生物の利用に関する調査、研究及び評価を主導して行い、適正な保護及び利用のための規格を定め、有益な微生物の種類目録を承認するものとする。

# 第 3 章

## 生産、生産規格及び重点生産区域の指定

## 第 26 条 (生産)

生産とは、植物の繁殖を含む、植物の生産又は栽培に係る実施の過程及び手順をいい、次の二つの形態とする。

1. 一般生産：生産要素を生産、収穫及び加工に供する、植物の生産又は栽培に係る実施の過程及び手順をいう。
2. 商品用生産：商品とすることを目的とし、生産要素、技術及び生産規格を用いる、植物の生産又は栽培に係る実施の過程及び手順をいう。

国家は、一般生産及び商品用生産をクリーンな農業生産とするよう、奨励し、促進するものとする。

## 第 27 条 (クリーン農業生産)

クリーン農業生産とは、生産及び加工の工程からサービスに至るまで、クリーン農業の事業を運営することをいう。

クリーン農業生産は、有機農業、適正農業規範、植物産品、安全農業及びその他の形態の農業により構成される。

## 第 28 条 (有機農業生産)

有機農業生産とは、農業生産において合成化学物質を使用せず、土壌の肥沃度の持続可能性、生態系の均衡を維持し、人及び動物の健康に良好な影響を与える生産体系をいう。これは、地域の諸条件に適応した生態学的過程、生物多様性及び生産サイクルに基づき、負の影響を及ぼす恐れのある

生産要素の使用を代替するものである。また、人、動物及び植物に利益をもたらし、かつ、環境に配慮したものとするため、伝統的な知恵、技術及び科学を統合させた体系である。

### **第 29 条（適正農業規範による生産）**

適正農業規範による生産とは、産品に対する危害要因のリスクを防止し、又は低減し、並びに生産者及び消費者のための清潔及び安全を確保するため、生産、収穫及び収穫後の工程において管理の手法及び措置を用いる生産体系をいう。

### **第 30 条（植物産品の生産）**

植物産品の生産とは、国内及び国外の取引先の規格に応じた市場の需要を満たすため、特に色、食味、大きさ、水分及び重量について、植物の生化学的特性に合致するよう産品の品質及び安全性を定め、包装、梱包、表示及び標識を行うことをいう。

### **第 31 条（安全農業生産）**

安全農業生産とは、一般生産又は商品用生産の形態であって、食品安全基準に従って実施されなければならないものをいう。

### **第 32 条（生産規格）**

生産規格とは、植物の生産に係る実施の手順をいい、次の各号に掲げるもので構成される。

1. 有機農業生産規格
2. 適正農業規範生産規格
3. 植物産品生産規格
4. 安全農業生産規格

農業・環境省は、地域及び国際的な基準に適合させた、規格、検査及び認証に基づき、有機農業生産、適正農業規範生産、植物産品生産及び安全農業生産の規格を定めるものとする。

### **第 33 条（重点生産区域の指定）**

重点生産区域の指定は、土壌の物理的特性、気候、水源、植物の生物学的特性及び地域の潜在性に適合させ、生産地が加工及び市場と密接に関連するよう考慮して行わなければならない。

農業・環境省は、関係する地方行政機関と連携し、重点生産区域の指定に関する条件を主導して定めるものとする。

## 第 34 条（生産における環境保護）

生産における環境保護とは、生命、健康、居住及び生計手段への影響を及ぼさないよう、農業・環境部門が定める包括的環境管理計画に従い、環境の予防、保全、復元及び汚染の制御のための手法及び措置を用いることをいう。

農地の開墾、準備及び利用、灌漑施設の建設、植物加工工場の建設、水及び肥料の利用、農薬の保管等は、人、動物、土壌、水、森林及び大気への影響を抑制しなければならない。

個人、法人又は団体は、植物生産に負の影響を及ぼす原因となる環境汚染に関する異常な現象を発見した場合には、関係部署に対し情報を報告しなければならない。

## 第 4 章 収穫

### 第 35 条（収穫）

収穫とは、農産物を回収して保管し、収穫後技術を適用することをいう。

収穫後技術とは、品質の確保、損失の低減、製品の付加価値の向上及び収穫後の長期保存を目的として、収穫に際して用いられる手法及び技術をいい、洗浄、追熟、コーティング、選別、包装、梱包、加工、輸送等を含む。

農業・環境省は、収穫後技術について定めるものとする。

### 第 36 条（保管施設）

保管施設とは、品質を維持するために植物産品、種苗、肥料及び農薬を保管するための建物又は場所をいい、穀物倉庫、種苗・肥料保管庫、野菜・果実用冷蔵倉庫及び農薬専用倉庫を含む。

保管施設は、農業・環境省が定める規則及び技術基準に従い、かつ、公共事業運輸省が定める都市計画に適合したものでなければならない。

### 第 37 条（植物及び植物産品の保管及び輸送）

植物及び植物産品の保管及び輸送に当たっては、産品への汚染を防止するため、区分、保管、洗浄、被覆又はその他の適切な手法による措置を講じなければならない。

農業・環境省は、植物及び植物産品の保管及び輸送に関する規格及び手法を定めるものとする。

### 第 38 条（植物産品の品質管理）

植物産品の品質管理とは、有機農業、適正農業規範、植物産品、安全農業及びその他の形態の農業の規格に従い、ラオス人民民主共和国の規格又は国際規格に適合するよう、植物産品の品質を定めることをいう。

農業・環境省は、関係法令及び規則に従い、植物製品の品質を定め、承認し、及び管理するものとする。

### **第 39 条（植物生産廃棄物の管理）**

農業・環境省は、環境汚染及び有害な微生物の拡散を防止し、並びに制御するため、植物生産から生じる廃棄物の収集、処分又は利用等の適切な管理に関する規格を定めるものとする。

### **第 40 条（植物製品の安全管理）**

植物製品の安全管理とは、消費に適した安全かつ健康に有益な植物製品とするための管理をいい、栽培、収穫、保管及び加工から消費に至るまでの生産連鎖のあらゆる段階において、植物製品の特性及び品質を管理しなければならない。

農業・環境省は、保健省と連携し、植物製品の安全性を定め、承認し、及び管理するものとする。

## **第 5 章 植物加工**

### **第 41 条（植物加工）**

植物加工とは、植物又は植物製品を原料又は半製品から新たな製品へと加工し、商品化する過程をいい、包装、検査、分析、植物製品の安全性認証、並びに倉庫、乾燥場、乾燥施設、冷蔵室及び植物加工工場の設置を含む。

国家は、あらゆる経済部門に対し、科学技術インフラ、植物加工工場、植物製品規格品質分析室の開発への投資を、体系的かつ地域的及び国際的な基準に適合するよう奨励及び促進し、並びに商品としての植物加工投資を管理するためのメカニズム及び手法を定めるものとする。

### **第 42 条（包装）**

包装とは、植物製品の梱包又は保管の方法をいい、包装に用いる容器は、輸送時の損傷を防止し、又は取引相手国の植物検疫上の条件に適合させるため、堅牢かつ耐久性があり、清潔で衛生的であり、かつ、未使用のものでなければならない。

### **第 43 条（植物製品の安全性の検査、分析及び認証）**

植物製品の安全性の検査とは、植物製品のリスクを低減するため、生産、加工及びサービスの工程におけるリスクの検査、監視及び評価を行うことをいう。

植物製品の安全性の分析及び認証とは、定められた規格に基づき、植物製品における農薬残留物、異物及び微生物の汚染を調査することをいう。

農業・環境部門は、保健部門と連携し、定められた規格に従い、植物製品の安全性の検査、分析及び認証の手法を主導して定めるものとする。

#### **第 44 条（倉庫、乾燥場、乾燥施設、冷蔵室及び植物加工工場の設置）**

国家は、植物製品の品質を確保するため、国内外の個人、法人及び団体に対し、国際基準に適合する倉庫、乾燥場、乾燥施設、冷蔵室及び植物加工工場の設置への投資を奨励し、促進するものとする。

農業・環境部門は、倉庫、乾燥場、乾燥施設、冷蔵室及び植物加工工場の管理を主導するものとする。

### **第 6 章 植物市場**

#### **第 45 条（植物市場）**

植物市場とは、植物、植物製品及び生産要素の売買及び交換を行う場所をいい、植物製品の卸売所及び栽培サービス提供場所を含む。

個人、法人及び団体は、植物製品及び植物商品の流通拠点として、定期市、卸売・小売市場、広告、交換、売買、加工、ブランド構築、製品開発、商品展示会、市場開放のための技術交渉、並びに国内及び国外の貿易円滑化など、様々な形態及び段階において植物市場の構築及び発展に関与するものとする。

#### **第 46 条（価格構成の決定）**

価格構成の決定とは、植物商品及び植物製品の生産原価、買取り価格、サービス料、流通経費、販売価格及び実質利益を算出することをいう。

農業・環境省は、生産コストを抑制する措置を講じ、かつ、商工省へ情報を提供するため、生産原価の算出を主導するものとする。

商工省は、最低価格及び最高価格の設定、備蓄品の管理、製品及びサービスに係る価格補填、並びに需要と供給の調整による価格抑制策の策定を含む、植物商品及び植物製品の価格設定を主導するものとする。

国家は、国民の生活に不可欠な特定の農産品について、最低価格を検討するものとする。必要に応じて、国家は、生産者及び消費者の利益を保護するため、収穫期等において価格の安定を図る目的で植物製品を買い取ることができる。

## **第 47 条（植物及び植物製品の市場開放）**

植物及び植物製品の市場開放とは、輸入国が定める条件又は規則に従い、栽培により得られた農産物を輸出するため、情報の収集、病害虫リスク評価、並びに衛生植物検疫措置の検討を通じて、病気、害虫、有害動植物、雑草及び残留化学物質からの品質、規格及び安全性に関して行う技術交渉の過程をいう。

農業・環境省は、植物及び植物製品の市場開放に係る技術交渉の原則、手順及び手法を定めるものとする。

## **第 7 章**

### **輸入及び輸出**

## **第 48 条（種子の輸入、輸出、再輸出及び通過）**

あらゆる種類の種子の輸入、輸出、再輸出及び通過は、法律、ラオス人民民主共和国が締約国となっている条約及び関連する国際協定に従って実施されなければならない。

種子の輸入、輸出、再輸出及び通過の許可申請に係る条件及び手順については、別途規則で定める。

## **第 49 条（植物及び植物製品の輸入、輸出、再輸出及び通過）**

農業・環境省は、県レベルの農業・環境局の提案に基づき、植物及び植物製品の輸入、輸出、再輸出及び通過に関する年次計画を承認するものとする。

あらゆる種類の植物及び植物製品の輸入、輸出、再輸出及び通過は、法律、ラオス人民民主共和国が締約国となっている条約及び関連する国際協定に従って実施されなければならない。

## **第 8 章**

### **栽培研究**

## **第 50 条（栽培研究）**

栽培研究とは、量及び質の確保に向けた生産性の向上のための、栽培に関する技術、手法及び規格の開発、並びに輸入代替及び投資に影響を及ぼす生産上の問題の回避を目的とした、技術、生産要素並びに収穫後技術の研究及び開発をいう。

国内外の個人、法人及び団体は、栽培分野の研究への投資、並びに栽培技術、生産性の向上及び農業経営管理等に係る研究所、又は実験研究及び研修センターの設置について、奨励を受けるものとする。

### **第 51 条（気候変動に適応した植物栽培）**

個人、法人及び団体は、気候変動に適応した植物の栽培、植物生産における温室効果ガスの排出削減のため、適切な技術、手法及び栽培暦の策定、並びに気候変動に対する耐性を備え適応した種苗の選定などの様々な手法の研究、分析、実験及び利用において、奨励を受けるものとする。

### **第 52 条（植物の品種）**

植物の品種とは、同一の植物学的特性を有し、かつ一般に未だ知られていない植物の集団をいい、一又は複数の遺伝的構成から生じる諸特性により定義されるものをいう。当該品種は、新規性を有し、同一の種類他の植物と少なくとも一つの特性において区別でき、均一性を有し、かつ繁殖させた際にもその特性が変化せず維持されるものでなければならない。

### **第 53 条（育成品種）**

育成品種とは、一又は複数の植物に由来し、交配を通じて繁殖させたもの、又は植物育成者によって既存の植物品種の発見及び開発を通じて新たに創出された植物品種をいう。

在来品種及び地方品種については、別途規則で定める。

### **第 54 条（新品種の認証）**

あらゆる区分及び種類の植物品種は、新品種としての登録を行う前に、あらかじめ農業・環境省による認証及び承認を受けなければならない。

新品種としての植物品種の認証及び承認の検討に係る条件、添付書類及び手順については、別途規則で定める。

### **第 55 条（新品種の区分、種類、登録及び植物育成者）**

新品種の区分、種類、登録及び植物育成者については、知的財産法及び関連する規則の定めに従うものとする。

## **第 3 編**

### **栽培事業の促進**

### **第 56 条（栽培事業の促進）**

栽培事業の促進は、次の各号に掲げる事項により構成される。

1. 良好な環境の整備
2. 必要なインフラストラクチャーの提供
3. 栽培用地の促進

4. 生産要素の利用
5. 現代的な科学、技術、テクノロジー及びエネルギーの利用
6. 信用貸付及び資金へのアクセス
7. 関税及び税制上の政策
8. 実験研究所、農業開発センター及び技術サービスステーションの設置
9. 市場へのアクセス及びその拡大
10. 知的財産の利用及び保護
11. 農業生産家族、グループ、協同組合及び協会の促進
12. 情報の提供
13. 植物種子備蓄の促進
14. 契約型生産
15. 農場登録
16. その他、国家が各時期に定める優遇措置。

#### **第 57 条（良好な環境の整備）**

関係する部門、機関及び地方行政機関は、規則を明確かつ厳格なものへと策定及び改善し、停滞の要因となる問題を解決するための手法を定めることにより、栽培に資する良好な環境の整備を主導し、かつ、これに注力しなければならない。同時に、自らの行政運営及び行政サービスにおいて、効率性、有効性及び透明性を強化しなければならない。

#### **第 58 条（必要なインフラストラクチャーの提供）**

関係する部門、機関、地方行政機関及び関係当事者は、栽培が事業運営及び生産に利用できるよう、条件を整え、及び便宜を図るため、社会経済開発計画に基づき、交通路、灌漑、電力網、電気通信等の必要なインフラストラクチャーの維持管理、建設に向けた検討、及び提供を主導するものとする。

#### **第 59 条（栽培用地の促進）**

農業・環境部門は、調査、測量、区域指定、計画策定及び作物に応じた栽培用地の適切な利用を通じて、栽培用地の管理及び促進を主導するものとする。また、栽培用地の利用状況を体系的に監視及び検査し、給水条件が整った区域においては、種苗、肥料及び農薬の提供を通じて、雨季米及び乾季米の生産、又はその他の潜在力の高い作物など、年複数回の作付け（二期作・多毛作等）を促進するものとする。

## 第 60 条（生産要素の利用）

農業・環境省は、栽培の効率性及び有効性を高めるため、関係部門及び地方行政機関と連携し、国内外の優良な種苗に関する研究、分析及び科学実験に責任を負い、並びにラオス人民民主共和国の各地域の条件に適した労働力を利用するものとする。

国家は、全国的な生産に供給するため、あらゆる経済部門に対し、国内における高品質な有機肥料、無機肥料及びバイオ肥料の生産及び利用を奨励し、促進するものとする。ただし、必要な場合には、法律に基づき農業・環境部門の許可を得て、国外から輸入することができる。

国家は、病害虫の防除及び駆除において、生物農薬を含む農薬の生産、供給及び利用を奨励し、促進するものとする。深刻な病害虫の発生が生じた場合には、人、動物、植物、土壌、水及び環境に影響を及ぼさないよう、技術的原則に従い化学農薬を適切に使用するものとする。

国家は、栽培における効率性及び有効性を確保するため、国内外の個人、法人及び団体に対し、作付け、管理及び収穫のための車両を含む、近代的かつ適切な農業用具、設備及び農業機械の生産、供給及びサービスの提供を奨励し、促進するものとする。

## 第 61 条（科学、技術、現代的テクノロジー及びエネルギーの利用）

国家は、栽培事業を工業化及び現代化の方向へと発展させるため、研修、会議、セミナー、視察、並びに現場への技術職員の派遣を通じて、栽培に関する科学、技術、テクノロジー及び高度な専門技術の研究、実験、奨励及び促進を行うものとする。

国家は、コスト削減のため、各地域の特性及び気候変動に適応した植物生産並びに植物加工において、現代的な科学、技術、テクノロジー及びエネルギー、スマート農業又はスマートファーム（Smart Farm）の形態による利用を促進するものとする。

国家は、栽培業務に利用する、現代的かつ環境に配慮した車両、用具及び設備の輸入を円滑化するものとする。

国家は、植物の生産及び加工における、現代的な用具、生産機械、並びに太陽光、風力、地熱、バイオマス等のクリーンな再生可能エネルギー技術の生産、利用及びアクセスを奨励し、促進するものとする。

生産に利用される現代的テクノロジーには、以下のものが含まれる。

1. 種苗の選別及び増殖、土壌分析及び植物に有益な微生物の評価、バイオ製品及び新素材の開発のためのバイオテクノロジー
2. 水利用テクノロジー
3. 無土壌栽培テクノロジー
4. ハウス栽培、又は環境制御型ハウス栽培テクノロジー
5. 有害な微生物の増減を予測又は予報するための情報技術
6. 土壌学及び植物栄養学を用いた精密農法
7. 水、肥料、農薬、植物成長調整剤等の自動制御システム技術

8. 植物製品の品質及び生産環境の自動分析テクノロジー
9. その他、農業・環境部門が定めるテクノロジー

## 第 62 条（信用貸付及び資金へのアクセス）

ラオス人民民主共和国銀行は、商業銀行及び非銀行金融機関に対し、メカニズムの構築、信用構造の改善、並びに融資の提供、債務保証及びファイナンス・リースに係る多種多様な金融商品の開発を奨励、促進し、その条件を整えるものとする。これは、農民、グループ、協同組合、農業生産者協会及び事業者が、植物の栽培、加工及び輸出に加え、病害虫の防除及び発生制御、病害虫分析、クリーン農業認証、植物製品の品質認証、並びに各種プロジェクトに基づく衛生植物検疫業務等への利用を目的とした資金源に対し、円滑かつ広範にアクセスできることを確保するためのものである。

財務省、ラオス人民民主共和国銀行、商工省、農業・環境省、その他の関係省庁及び地方行政機関は、農民、グループ、協同組合、農業生産者協会及び事業者が資金源にアクセスできるよう、資金源の確保に向けた検討を行い、又は有利な条件を整えるものとする。

## 第 63 条（関税及び税制上の政策）

国家は、関税法、税務管理法、付加価値税法、投資促進法及びその他の関連法規の定めに従い、栽培に用いられる非商業的な種苗、用具、機械及び設備の輸入、栽培により得られた農産品の輸出、並びにクリーン農業事業の運営及び栽培に関するその他の活動に関し、関税及び税金の免除又は軽減、並びに手数料及びサービス料の免除等の栽培促進政策を講じるものとする。

## 第 64 条（試験研究センター、農業開発センター及び技術サービスステーションの設置）

農業・環境部門は、研究、分析、実験、実証、動植物の種苗、肥料、農薬、バイオテクノロジー、生産用具及び生産機械の増殖、並びに当該研究、分析及び実験の成果を、人民、農業者、事業者及び生産グループが生産において効率的かつ効果的に活用できるよう普及するための拠点として、試験研究センター、農業開発センター及び技術サービスステーションを設置するものとする。

農業試験研究センターを設置し、開発することを目的とする個人、法人及び団体は、農業・環境省の同意に基づき、法律に従ってこれを行うことができる。

## 第 65 条（市場へのアクセス及びその拡大）

農業・環境部門は、商工部門、その他の部門及び関係する地方行政機関と連携し、商品及びサービスの展示会の開催、商品の広告、市場調査、製品の紹介、国内外の展示会への参加、ビジネスマッチング、共同投資並びに市場拡大のための農業市場開放を通じて、市場へのアクセス及びその拡大を可能とするための条件を整備し、便宜を図り、農業市場への支援を主導するものとする。

関係する部門、機関、地方行政機関及び関係当事者は、農業生産により得られた製品の消費を促進しなければならない、自らの組織に対して商品及びサービスを提供するグループや協同組合に対し、条件を整備し、機会を与えなければならない。

### **第 66 条（知的財産の利用及び保護）**

農業・環境部門は、商工部門及びその他の関係当事者と連携し、農業者、事業者又は団体による発明及び創作並びに知的経済の構築を促進し、そのための便宜を図るとともに、知的財産権（特に新品種の認証及び登録をいう。）の登録、管理及び保護を促進し、これらに係る便宜を図ることを主導するものとする。

### **第 67 条（農業生産家族、グループ、協同組合及び協会の促進）**

国は、農業生産のモデル家族に対し、当該家族が持続可能となり、その知見及び経験を農業者及び社会に伝達し、広く普及させることができるよう、適切な政策を策定し、実施することにより、これを奨励し、促進するものとする。

国は、グループが協同組合へと発展するよう、技術及び専門的知見の支援並びに便宜の供与を通じて、当該グループを強固なものへと促進し、開発するものとする。

国は、農業協同組合事業が、グリーン、クリーン及び持続可能な方向に沿って成長し、かつ、強固なものとなり、収入を創出し、各民族ラオス人民の生活水準を向上させるよう、政策を策定し、メカニズム、条件及び便宜を整備することにより、これを奨励し、促進するものとする。

国は、社会を救済し、貧困を解決し、並びに国家及び地域の社会経済発展に寄与するため、農業者及び事業者が、生産、加工及び農業サービスに関する協会を設立することを奨励し、促進するものとする。

### **第 68 条（情報の提供）**

国は、生産技法、気象、病害虫、生産コスト、市場価格の変動、政策及び栽培の潜在性等、栽培に関する情報を提供するものとする。

農業・環境省は、その他の関係当事者と連携し、栽培に関する情報システムの構築、開発及び管理を行うとともに、人民、農業者及び事業者が適正かつ適時に当該情報を得られるよう、個人、法人及び団体による当該情報の利用及び普及を促進するものとする。

### **第 69 条（植物種子備蓄の促進）**

国は、必要時に農業者及び事業者の需要に応じるため、自らの農産物を担保として銀行又は非銀行金融機関から融資を受けることにより、植物種子備蓄を構築することを奨励し、促進するものとする。

農業者及び事業者は、農産物の価格が高いときに、当該担保とした農産物を販売する権利を有する。  
また、農業者及び事業者は、必要時に植物種子備蓄から植物品種を借り入れることができる。

### 第70条（契約型生産）

国は、収入を創出し、市場の需要に応え、かつ、各民族ラオス人民の生活水準を向上させるよう、栽培に係る生産、加工及びサービスが成長し、並びに強固なものとなるための政策を策定し、メカニズム、条件及び便宜を整備することにより、契約型生産を奨励し、促進するものとする。

国は、契約型生産を強固かつ持続可能なものとするため、公共部門、グループ、協同組合、事業者及び農業者の間における経済的連携の構築に寄与する個人、法人、集団及び団体を奨励し、促進するものとする。

### 第71条（農場登録）

農場登録とは、生産及び製品の品質の監視及び制御、並びに農産物の原産地の遡及確認に用いる農場識別コードを定めることをいう。

国は、個人、法人及び団体が農場識別コードを有することを奨励し、促進するものとする。この場合において、農業・環境部門は、全国における農場登録システムの開発及び運用に関する指導を行うものとする。

農場登録については、別途規則で定める。

## 第IV部 栽培に関する事業

### 第72条（栽培に関する事業の区分）

栽培に関する事業の区分は、次の通りとする。

1. 商品用植物の栽培
2. 植物及び植物製品の加工
3. 植物に係る倉庫、乾燥場、乾燥施設及び冷蔵室の建設
4. 肥料及び農薬の製造工場の建設
5. 生産要素に関する事業
6. クリーン農業に関する事業
7. 農産物の品質分析
8. 栽培に関するコンサルティング
9. 農業観光事業
10. その他栽培に関する事業

各区分の栽培に関する事業の詳細は、別途規則で定める。

### 第 73 条（栽培に関する事業の運営）

栽培に関する事業の運営を目的とする個人、法人及び団体は、企業法の定めに従い、商工部門において企業登録を行わなければならない。企業登録証を受領した後は、農業・環境部門に対し事業運営許可を申請しなければならない。

当該栽培事業が、規制事業リスト又はコンセッション事業に該当する場合には、投資促進法の定めに従うものとする。

### 第 74 条（事業運営の条件）

栽培に関する事業の運営は、次の条件を備えていなければならない。

1. 企業登録証又は投資許可証
2. 資本、生産場所、事務所又は建造物、資材、及び技術基準に適合する業務用車両
3. 当該事業に関する経験を有する専門技術者
4. 経済技術採算性分析書（F/S）及び／又は事業計画書
5. 各事業の区分に応じたその他の条件

### 第 75 条（事業運営許可の申請書類）

栽培に関する事業運営許可の申請に係る添付書類は、次の通りとする。

1. 農業・環境省が定める様式による許可申請書
2. 企業登録証又は投資許可証の写し
3. 経済技術採算性分析書（F/S）及び／又は事業計画書
4. 各事業の区分に応じたその他の書類

### 第 76 条（事業運営許可の発給の検討）

農業・環境部門は、栽培に関する事業運営許可の申請について、申請書及び添付書類が完全かつ適正に受理された日から 30 日以内に、その発行を検討しなければならない。事業運営許可を発行できない場合には、当該期間内に、理由を書面により申請者に通知しなければならない。

農業・環境省は、栽培に関する事業運営許可の手順を定めるものとする。

### 第 77 条（事業運営許可）

栽培に関する事業運営許可の有効期間は、2 年とし、これを更新することができる。

栽培に関する事業運営許可は、これを他人に移転し、又は譲渡して使用させてはならない。

## 第 78 条（事業者の権利及び義務）

栽培に関する事業を運営する者は、次の権利を有し、及び義務を負う。

1. 法令による保護を受けること。
2. 財産、事業運営から得られた成果及び利益を所有すること。
3. 労働力を雇用し、労働者が栽培技術、個人衛生及び安全性に関する訓練を受け、知識を得られるよう、これを促進し、便宜を図ること。
4. 農業・環境部門から、技術及び専門的知見に関する支援及び指導を受けること。
5. 法令に従い、自らの事業を他人に移転し、又は他人の事業を継承すること。
6. 国が各時期に定める優遇措置を受けること。
7. 法令に従い、農地を栽培に利用すること。
8. 他人の生産、自然、環境及び社会に対して損害及び影響を及ぼさないこと。
9. 病害虫の発生を報告すること。
10. 受任すべき現実の状況、技術的安全措置、関税及び税務上の義務、並びに栽培活動に関するその他の義務を履行すること。
11. 事業活動の監視及び検査において、栽培業務を担当する職員、公務員又は担当官に協力すること。
12. 事業の運営結果を、農業・環境部門に対し定期的に報告すること。
13. 法令に定めるその他の権利を行使し、義務を履行すること。

## 第 79 条（事業運営の停止）

栽培に関する事業の運営は、次に掲げる場合には、これを停止するものとする。

1. 事業運営者からの申出があるとき。
2. 許可を受けた目的及び目標に適合しない事業運営を行ったとき。
3. 関連法令に違反して事業運営を行ったとき。

事業運営者が、通知に基づく是正及び改善を行わない場合には、農業・環境部門は、当該事業運営の停止を命ずるものとする。

## 第 80 条（事業運営許可の取消し）

栽培に関する事業運営許可は、事業運営者が停止命令に従わない場合には、これを取り消すものとする。農業・環境部門は、事業運営許可を取り消したときは、当該取消しの日から 5 執務日以内に、商工部門及びその他の関係部門に通知しなければならない。

## 第Ⅴ部 禁止事項

### 第81条（一般禁止事項）

個人、法人及び団体に対し、次に掲げる行為を禁止する。

1. 栽培地を建築用地若しくは他の種類の土地として分譲するために、当該栽培地を占拠し、若しくは開拓し、又は法令及び規則に違反してこれを利用すること。
2. 水田を耕作放棄して荒廃させること。
3. 許可なく水田に果樹、多年生植物又は工業用樹木を植栽すること。
4. 法令に違反して生産要素を輸入し、又は利用すること。
5. 農地に悪影響を及ぼす、稲わら若しくは廃棄物の焼却、排水、汚染物質の放出、又は止水堤の構築を行うこと。
6. 契約に違反し、又は賃貸若しくはコンセッションを受けた農地使用权を売買すること。
7. 農地の境界標識、地図標識若しくは標識板を移転し、変更し、又は損壊すること。
8. 人及び動物の健康並びに環境に危害を及ぼす、禁止され、無品質であり、又は品質の劣化した生産要素を製造、輸入、販売、利用し、又は不法投棄すること。
9. 土地使用权の変動登録を行わずに、事業運営を目的として土地を賃貸すること。
10. 生産要素に関する情報を事実と異なる方法で広告し、普及させ、又は提供すること。
11. その他、法令に違反する行為。

### 第82条（事業者の禁止事項）

事業者に対し、次に掲げる行為を禁止する。

1. 許可及び法令に違反して事業を運営すること。
2. 事業運営許可を移転し、又は賃貸すること。
3. 関係する職員、公務員又は担当官に対し、強要、脅迫、停滞若しくは妨害を加え、又は不適切な言辞を用いること。
4. 関係する職員、公務員又は担当官に対し、賄賂を供与し、又は共謀して詐欺行為をすること。
5. 偽造された植物、農産物及び生産要素を製造、輸入、販売及び利用すること。
6. 文書を偽造し、又は偽造された文書を利用すること。
7. その他、法令に違反する行為。

## 第 83 条（関係する職員、公務員又は担当官に対する禁止事項）

関係する職員、公務員又は担当官に対し、次に掲げる行為を禁止する。

1. 権限、職務若しくは地位を濫用し、又は暴力、強要若しくは脅迫を用いて、自己、家族、親族若しくは知人のために利益を図ること。
2. 個人、法人又は団体から賄賂を強要し、要求し、又は受領すること。
3. 法令に違反して、栽培に関する認証を行い、又は文書を発行すること。
4. 手続きを停滞させ、若しくは遅延させ、又は文書を偽造し、若しくは偽造された文書を利用すること。
5. 権限又は職務を逸脱して行使し、国若しくは集団の利益、又は人民若しくは国内外の投資家の正当な権利及び利益に損害を及ぼすこと。
6. 栽培業務に関して、個人、法人又は団体の仲介人若しくは顧問となること。
7. 国家秘密若しくは職務上の秘密、又は個人、法人若しくは団体の秘密を漏らすこと。
8. 事実を歪曲し、隠蔽し、若しくは秘匿し、又は違反者を庇護し、若しくはこれに協力すること。
9. 栽培に関する証拠若しくは文書を破棄し、又は農地の境界標識を移転し、変更し、若しくは損壊すること。
10. その他、法令に違反する行為。

## 第 VI 部

### 栽培業務の管理及び検査

#### 第 1 章

#### 栽培業務の管理

## 第 84 条（栽培業務管理機関）

政府は、全国において栽培業務を集中かつ統一的に管理するものとし、農業・環境省に直接の責任を負わせ、かつ、関係する他の省、機関及び地方行政当局と主体的に連携させるものとする。

栽培業務管理機関は、次の各号により構成される。

1. 農業・環境省
2. 首都又は県の農業・環境局
3. 郡又は市の農業・環境課
4. タセーンの経済・財務ユニット

## 第 85 条（農業・環境省の栽培業務管理における権限及び職務）

農業・環境省は、栽培業務の管理において、次の権限を有し、職務を負う。

1. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画及び規則を調査及び策定し、政府の検討のために付すこと。
2. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画及び規則を、計画、事業計画及びプロジェクトへ具体化し、これらを実施すること。
3. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画、規則、計画、事業計画及びプロジェクトを広報し、普及させること。
4. 栽培業務に関する決定、命令及びガイダンスを、発給し、停止し、又は廃止すること。
5. 事業運営許可及び栽培に係る技術登録証を、発給し、停止し、又は取り消すこと。
6. 植物、植物産品、植物種子、肥料及び農薬の輸入、輸出、再輸出及び通過を許可すること。
7. 生産用具及び生産機械の輸入に関し、商工省及びその他の関係部門と連携すること。
8. 植物、植物産品及び生産要素の、清浄性、病害虫からの安全性、残留毒性、重金属並びに品質の認証について調査及び検討すること。
9. 栽培科学の調査研究を行い、全国における調査研究センター、栽培技術サービスセンター及び栽培普及ユニットのネットワークを構築すること。
10. 農地配分計画及び栽培のための農地利用計画を作成すること。
11. 天然資源の潜在性及び栽培重点区域の調査を行うこと。
12. 生産の効率化を図るため、法令、規則及び技術基準に従った栽培活動の実施を監視すること。
13. 栽培分野の人材を、育成し、養成し、向上させること。
14. 栽培業務に関する個人、法人及び団体の申出を受理し、検討し、解決すること。
15. 栽培業務の実施において、各省、機関、地方行政当局及びその他の関係部門と連携すること。
16. 栽培業務に関し、諸外国、地域及び国際的な関係を維持し、協力すること。
17. 栽培業務の実施状況を総括し、政府に対し定期的に報告すること。
18. 法令に定めるその他の権限を行使し、職務を履行すること。

## 第 86 条（首都又は県の農業・環境局の栽培業務管理における権限及び職務）

首都又は県の農業・環境局は、栽培業務の管理において、その管轄範囲内で次の権限を有し、職務を負う。

1. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画及び規則を、計画、事業計画及びプロジェクトへ具体化し、これらを実施すること。
2. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画、規則及び情報を、人民及び全ての部門が理解し、その実施に参加できるように、広報し、普及させること。
3. 栽培業務に関する決定、命令及び指導の発給について、首都又は県の行政委員会議長へ調査及び提案を行うこと。
4. 栽培に関する事業運営許可の発給、停止又は取消しについて、調査及び検討すること。
5. 栽培のための農地利用計画を作成すること。

6. 農場登録を行うこと。
7. 栽培分野の人材、農業者及び事業者を、養成し、向上させること。
8. 栽培のための農地配分を含め、天然資源の潜在性及び栽培重点区域の調査を行うこと。
9. 生産の効率化を図るため、法令、規則及び技術基準に従った栽培活動の実施を監視すること。
10. 栽培業務に関する個人、法人及び団体の申出を受理し、検討し、解決すること。
11. 栽培業務の実施において、県の各局、局相当機関、郡行政委員会及びその他の関係部門と連携すること。
12. 割り当てられた職務に従い、栽培業務に関し諸外国と関係を維持し、協力すること。
13. 栽培業務の実施状況を、農業・環境省及び県行政委員会に対し定期的に総括し、報告すること。
14. 法令に定めるその他の権限を行使し、職務を履行すること。

### **第 87 条（郡又は市の農業・環境課の栽培業務管理における権限及び職務）**

郡又は市の農業・環境課は、栽培業務の管理において、その管轄範囲内で次の権限を有し、職務を負う。

1. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画、規則、計画、事業計画及びプロジェクトを実施すること。
2. 栽培業務に関する政策、法律、戦略計画、規則、計画、事業計画及びプロジェクトを、人民及び全ての部門が理解し、その実施に参加できるよう、普及させること。
3. 栽培のための農地配分を含め、天然資源の潜在性及び栽培重点区域の調査を行うこと。
4. 人民、農業者及び事業者に対し、集約的な栽培技術に関する訓練及び指導を行うこと。
5. 栽培に関する事業運営を監視すること。
6. 生産の効率化を図るため、法令、規則及び技術基準に従った栽培活動の実施を監視すること。
7. 農場登録の検討に参加すること。
8. 栽培に関する事業運営許可について意見を述べること。
9. 栽培に関する事業運営の停止又は事業運営許可の取消しを、県の農業・環境局へ提案すること。
10. 栽培業務に関する個人、法人及び団体の申出を受理し、検討し、解決すること。
11. 栽培業務の実施において、郡の各事務所、事務所相当機関、タセーン行政委員会及びその他の関係部門と連携すること。
12. 栽培業務の実施状況を、県の農業・環境局及び郡行政委員会に対し定期的に総括し、報告すること。
13. 法令に定めるその他の権限を行使し、職務を履行すること。

## 第 88 条（タセーン経済・財務ユニットの栽培業務管理における権限及び職務）

タセーンの経済・財務ユニットは、栽培業務の管理において、その管轄範囲内で次の権限を有し、職務を負う。

1. 栽培業務に関する規則を普及させるため、村行政当局及び郡の農業・環境事務所と連携すること。
2. 栽培技術を向上させるため、定期的に会議、セミナー及び訓練に参加すること。
3. 郡の農業・環境事務所を補助するために栽培データを記録し、人民及び農業者の栽培状況を監視すること。
4. 栽培業務に関する紛争の調停に参加すること。
5. 栽培業務の実施状況を、郡の農業・環境事務所及びタセーン行政委員会に対し定期的に総括し、報告すること。
6. 法令に定めるその他の権限を行使し、職務を履行すること。

## 第 89 条（関係部門、機関及び地方行政当局の権限及び職務）

関係する部門、機関及び地方行政当局は、自らの役割及び責任に従い、栽培業務の管理及び実施において、各級の農業・環境部門と連携する権限を有し、職務を負う。

## 第 2 章

### 栽培業務の検査

## 第 90 条（栽培業務検査機関）

栽培業務検査機関は、次の各号により構成される。

1. 内部検査機関：本法第 84 条に定める栽培業務管理機関と同一の機関。
2. 外部検査機関：国会、県人民議会、各級の検査機構、国家監査機構、ラオス建設戦線、ラオス退役軍人連盟、大衆組織、報道機関及び市民。

## 第 91 条（栽培業務の検査事項）

栽培業務の検査事項は、次の通りとする。

1. 栽培業務に関する政策、戦略計画、法律、規則、計画、事業計画及びプロジェクトの策定及び実施
2. 栽培業務を担当する組織、職員、公務員又は担当官の職務執行
3. 栽培に関する事業の運営
4. 栽培のための農地の配分及び利用
5. その他必要と認められる事項。

## 第 92 条（栽培業務の検査形態）

栽培業務の検査は、次の 3 つの形態とする。

1. **定期検査**：役割、権限及び職務に基づき、定期的かつ定められた時期に行われる検査をいう。
2. **事前通知による検査**：計画外ではあるが必要があると認められる場合に行われる検査であって、被検査者に対し事前に通知を行うものをいう。
3. **即時検査**：被検査者に対し事前に通知することなく行われる緊急の検査をいう。

検査の実施に当たっては、厳格に法令を遵守しなければならない。

## 第 93 条（栽培業務担当官）

栽培業務を担当する担当官は、植物検疫担当官、農薬検査担当官及び植物種子担当官と同一の者とする。

植物検疫担当官、農薬検査担当官及び植物種子担当官の任命、権限及び職務については、別途規定に定める。

## 第 VII 部

### 国家栽培の日、標章及び公印

## 第 94 条（国家栽培の日）

国は、5 月 15 日を国家栽培の日と定める。毎年当該日において、農業者及び事業者による栽培活動が活発に展開されるよう、祝賀行事を開催し、その指導、指揮、奨励及び促進を行うものとする。

## 第 95 条（標章及び公印）

栽培業務担当官は、公務を遂行するために標章を使用するものとし、当該標章は農業・環境省が定める。

栽培業務担当官は、公務を遂行するに当たり、農業・環境部門の公印を使用するものとする。

## 第 VIII 部

### 功労者に対する優遇措置及び違反者に対する措置

## 第 96 条（功労者に対する優遇措置）

本法の実施、特に栽培業務の管理、促進及び開発において顕著な功績のあった個人、法人又は団体は、規則に基づき、表彰を受け、又はその他の優遇措置を享受するものとする。

## 第 97 条（違反者に対する措置）

本法に違反した個人、法人又は団体は、その違反の程度に応じ、教育、戒告、規律処分、罰金、自らが生じさせた民事上の損害賠償、又は法律に基づく刑事罰の対象となる。

## 第 IX 部

### 最終規定

#### 第 98 条 (予算)

栽培業務に使用される予算は、国家予算、国内外の個人、法人及び団体からの援助又は拠出、栽培に関する法令及び規則への違反に伴う罰金、並びにその他の適法な収入から成るものとする。

#### 第 99 条 (実施)

ラオス人民民主共和国政府は、本法を実施するものとする。

#### 第 100 条 (効力)

本法は、ラオス人民民主共和国主席が公布に関する大統領令を発出し、かつ、官報に掲載された後、2025 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

国会議長

(署名・公印)

サイソムポン ポンヴィハン (博士)